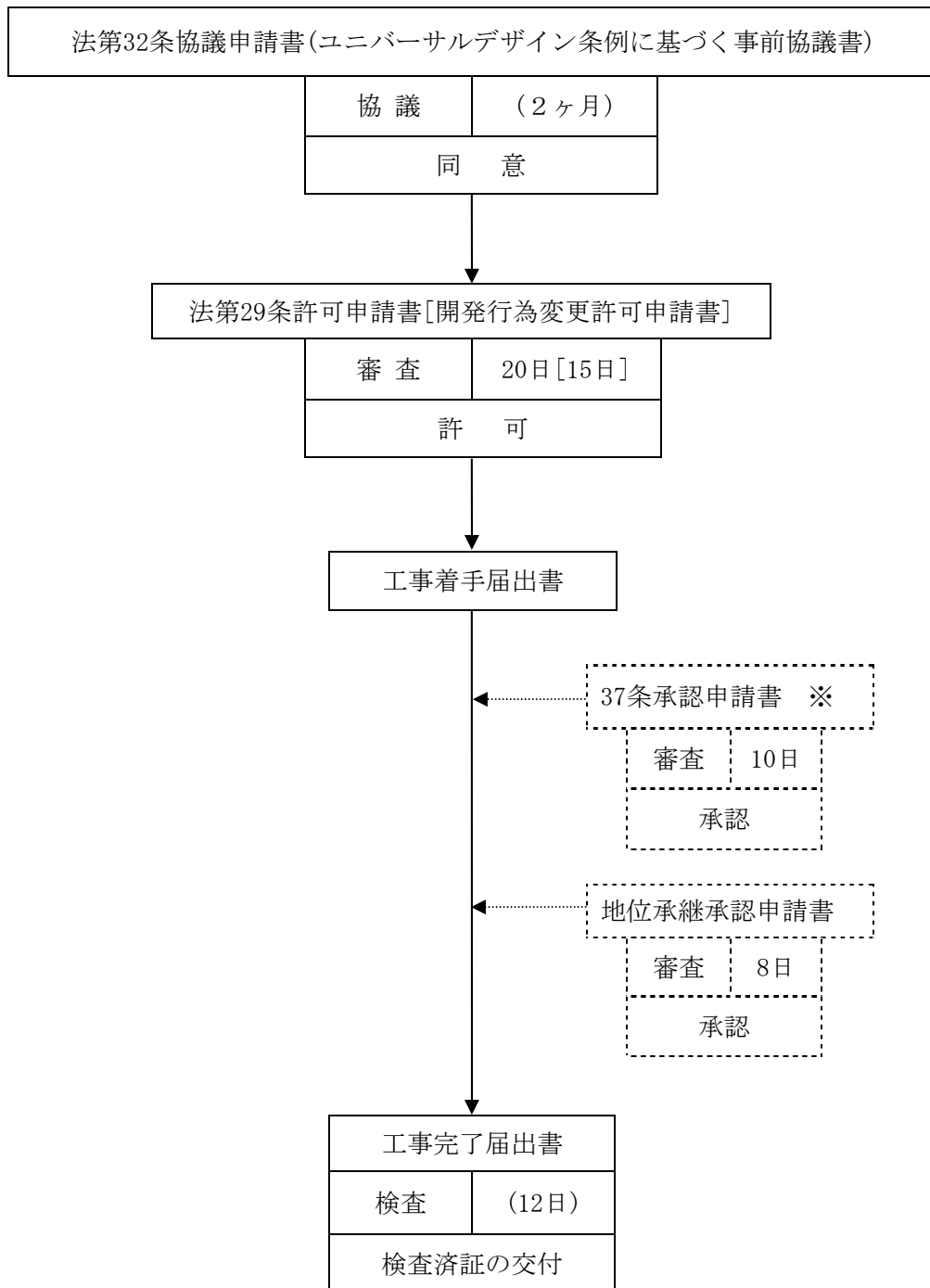


VI. その他

1. 基本事務フロー図（標準処理期間等）

見方	・括弧のない日数表示は、行政手続法の規定に基づいて定めた標準処理期間を表す。 ・括弧のある日数標示は、およその事務処理期間を表す。 ・事務処理期間は、本申請後の期間を示し、事前協議は含んでいない。
----	--

ア) 開発許可の手続



※：37条承認申請は、建築基準法上の接道要件を満たしていないと申請できません。

イ) 指導要綱の届出

指導要綱届出書	
協 議	(2ヶ月)
確認済書の交付	

ウ) 建築許可等の手続

法第42条許可申請書	
審 査	10日
許可書の交付	

法第43条許可申請書	
審 査	15日
許可書の交付	

エ) 適合証明書の交付申請

適合証明書交付申請書 (施行規則第60条)	
審査	(10日)
適合証明書交付	

オ) 開発登録簿の閲覧等

場所	開発指導室
時間	8:30～17:00
写しの交付	(7日)

カ) 優良宅地認定申請の手続

開発面積が1,000㎡未満の場合
工事完了後に申請を行う

開発面積が1,000㎡以上の場合
通常は工事検査済証等で対応可能

▼

優良宅地認定申請書	
審査、検査	(12日)
認定証の交付	

▼

優良宅地認定申請書	
審査	(14日)
認定証の交付	

▼

工事着手

(完了後)

優良宅地適合証明申請書	
検査	(10日)
適合証明書の交付	